

新潟県点字図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第16号

新潟県点字図書館規則の一部を改正する規則

新潟県点字図書館規則（昭和39年新潟県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>新潟県視覚障害者情報センター規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>新潟県視覚障害者情報センター条例</u>（昭和39年新潟県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に伴い、<u>新潟県視覚障害者情報センター</u>（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（貸出文庫）</p> <p>第4条 貸出文庫は、視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校、視覚障害者団体その他視覚障害者の利用に供する<u>施設</u>に貸出しするものとする。</p> <p>（寄贈）</p> <p>第8条 <u>センター</u>に点字刊行物等を寄贈しようとする者は、寄贈申込書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（委託方法）</p> <p>第11条 一般の利用に供する目的をもって、<u>センター</u>に点字刊行物等を委託しようとする者は、委託申込書（別記第3号様式）に現品を添え、知事の承認を受けなければならない。ただし、県から委託を依頼した場合は、この限りでない。</p> <p>（委託品の返還）</p> <p>第14条 委託品は、委託者の請求又は<u>センター</u>の都合により、委託期間中においても返還することができる。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第17条 条例第7条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に<u>センター</u>の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条、第6条から第8条まで、第11条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>新潟県点字図書館規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>新潟県点字図書館条例</u>（昭和39年新潟県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に伴い、<u>新潟県点字図書館</u>（以下「図書館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（貸出文庫）</p> <p>第4条 貸出文庫は、視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校、視覚障害者団体及び<u>点字図書館</u>に貸出しするものとする。</p> <p>（寄贈）</p> <p>第8条 <u>図書館</u>に点字刊行物等を寄贈しようとする者は、寄贈申込書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（委託方法）</p> <p>第11条 一般の利用に供する目的をもって、<u>図書館</u>に点字刊行物等を委託しようとする者は、委託申込書（別記第3号様式）に現品を添え、知事の承認を受けなければならない。ただし、県から委託を依頼した場合は、この限りでない。</p> <p>（委託品の返還）</p> <p>第14条 委託品は、委託者の請求又は<u>図書館</u>の都合により、委託期間中においても返還することができる。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第17条 条例第7条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に<u>図書館</u>の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条、第6条から第8条まで、第11条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>2 （略）</p>

(指定管理者の指定の申請)

第18条 条例第9条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) センターの管理の業務に関する事業計画書
- (2)～(4) (略)

(管理の細則)

第19条 条例及びこの規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事がセンターの管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

第4号様式（第18条関係）

指定管理者指定申請書

(略)

新潟県視覚障害者情報センターの指定管理者の指定を受けたいので、新潟県視覚障害者情報センター条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

(指定管理者の指定の申請)

第18条 条例第9条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 図書館の管理の業務に関する事業計画書
- (2)～(4) (略)

(管理の細則)

第19条 条例及びこの規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、知事が図書館の管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

第4号様式（第18条関係）

指定管理者指定申請書

(略)

新潟県点字図書館の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県点字図書館条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。